

保護者の皆様へ

久喜市保育課長 堀口 ひとみ

保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る登所の考え方について

日頃より、本市の児童福祉行政に対して、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、国が示す新型コロナウイルス感染症に関する方針の見直しなどを踏まえ、保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る登所の考え方について、下記のとおり、改めてお知らせしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 登所について

①子どもが感染者（PCR 検査等の結果陽性）となった場合

【症状がある場合】

「発症日（初めに発熱など症状が出た日）の翌日から7日間を経過」かつ「症状が軽快後24時間経過」した場合は、8日目から登所可能です。

ただし、症状が継続している場合や体調に異変がある場合などは、登所を控えてください。

【症状がない場合】

「検体採取日（検査を受けた日※）の翌日から7日間を経過」した場合は、8日目から登所可能です。

※乳幼児は、「抗原検査キット」による検査は対象外となります。

②子どもが濃厚接触者になった場合・同居の家族が感染した場合

【当該感染者に症状がある場合】

当該感染者の発症日、または当該感染者の発症等により住居内で感染対策（隔離など）を講じた日のいずれか遅い日を0日目として5日間を経過した場合は、6日目から登所可能です。

【当該感染者に症状がない場合】

当該感染者の検体採取日（検査を受けた日）または当該感染者の発症等により住居内で感染対策（隔離など）を講じた日のいずれか遅い日を0日目として5日間を経過した場合は、6日目から登所可能です。

③子どもに発熱や咳などの症状が見られた場合

発熱や咳などの風邪症状については、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に感染していることが疑われるところです。

感染症に関しましては、医療機関等での検査等により感染の有無が確認されることから、症状がある場合は、かかりつけ医などの医療機関を受診のうえ、医師の判断・指示に従っていただくようお願いいたします。

2 特記事項

上記のほか、感染者と接触があった場合など他の児童への感染リスクが見込まれる際には、検査結果等を確認後、登所をしていただくなど、児童の健康・安全のため、感染を拡大させないようご協力をお願いいたします。

また、基本的な感染対策の徹底及び保育所等へのご連絡などについて、引き続き、ご対応をお願いいたします。

久喜市健康・子ども未来部保育課 事業係
22-1111(内線 3323)